

議案(5件)

議案18 小郡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事法制課

令和3年度の人事院勧告等を踏まえ、小郡市においても期末手当支給率の改定等を行うため、条例の一部を改正するものです。

期末手当の支給割合の改定は、一般職員においては、令和4年4月以降の期末手当を年間で0.15月分引き下げ、再任用職員においては、令和4年4月以降の期末手当を年間で0.1月分引き下げるものです。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額し、調整する予定です。

議案19 小郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事法制課

令和3年度の人事院勧告等を踏まえて一般職員の期末手当支給率が改定されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

実際の期末手当支給率の改定はありませんが、会計年度任用職員の期末手当支給率の規定は一般職員の給与条例を準用し、読替規定を設けているため、一般職員の期末手当支給率が改定されることに伴い、読替え部分を改正するものです。

議案20 特別職の職員で常勤のもの給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事法制課

令和3年度の人事院勧告等を踏まえた一般職の給与改定と同様の理由で、市長、副市長及び教育長の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。

令和4年4月以降については、年間で期末手当を0.1月分引き下げ、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額し、調整する予定です。

議案21 小郡市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事法制課

令和3年度の人事院勧告等を踏まえた一般職及び特別職の給与改定と同様の理由で、市議会議員の期末手当の引下げを行うことに伴い、条例の一部を改正するものです。

令和4年4月以降については、年間で期末手当を0.1月分引き下げ、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額し、調整する予定です。

議案22 損害賠償の額を定め和解することについて 建設管理課

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、水路用地の錯誤登記事務の遅延により生じた損害賠償の額を定め、和解することについて、令和4年2月22日で上程していた議案第17号を撤回し、改めて追加議案として提出するものです。